

赤見中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。
また、どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなりうる。

本校では、いじめについて上記のように認識し、生徒の尊厳を守り、いじめを起こさないために、全ての教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的にいじめに対応していくことを基本方針とする。また、いじめ防止対策は学校だけでなく、家庭、地域住民その他の関係機関とも連携して総合的に行っていききたい。

学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。そこで、生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることが大切である。これが自己肯定感や自己有用感を生徒に育み、仲間と共に人間的に成長する生徒を育成させるのである。

<指導の重点として>

- ・全教育活動を通して、基本的な生活習慣づくりと、自らの行動を正しく判断し、実行する自己指導力の育成に努める。
- ・指導体制の確立と全職員の共通理解のもとに、分かる授業・個を生かす授業の展開、心の通う学級づくり、充足感のある特別活動等を通して生徒と教職員の人間的なふれあいを深め、健全な生徒集団の育成に努める。
- ・生徒理解を深め生徒の特性を生かし、能力に応じた指導を充実し個性の伸長を図る。
- ・生徒の健全育成を図るべく、家庭・地域や関係機関との連携を重視した開かれた指導に努める。

<スローガン>

「いじめは子どもの命に関わる重大な問題である」

「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」

「いじめを絶対に起こさない」

「いじめは絶対に許さない」

「いじめはいじめる側が悪い」

いじめられた側に立った指導をし、いじめた側からきちんと謝罪させる

「STOP THE いじめ」

「いじめをしない させない みのがさない」

「いじめをなくす『3つのCAN』」

- I（愛） can stop the いじめ
- You（勇） can stop the いじめ
- We（結う） can stop the いじめ

2 いじめの定義 ～本校の「いじめ」に対するとらえ方～

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

〔具体的ないじめの態様の例〕

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる など

3 いじめ防止対策組織（いじめ防止対策推進法 第22条）

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

（1）メンバー

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、教育相談担当、学級担任、特別支援教育コーディネーター、人権教育主任、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成し、必要に応じて、他の教職員や学校関係者等、校長が実情に応じて定めるものとする。

（2）「いじめ防止対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的な対応を図る。
- ・教職員による取組評価を行い、「いじめ・不登校対策委員会」及び「学校運営委員会」において、学校におけるいじめ防止対策を検証し、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・悩みアンケートや学校生活アンケート（Q-U）、一日観察日、個人面談（教育相談）の結果の集約、分析、対策の検討を行い実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、保護者会・学校だより・学年だよりやホームページ等で、いじめ防止の取組状況を発信する。
- ・「地域教育連絡協議会」、「学校評議員会」を活用し、地域全体のいじめ防止意識の向上に努める。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要

に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

4 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
 - ・学校生活アンケートやQ-Uテスト、個人面談（教育相談）を実施して、学級経営を見直し、より良い学級づくりに努める。
 - ・申し送り個票等を作成し、いじめの状況やその後の生徒同士の関わりについて把握できるように努める。
- イ よくわかる授業を展開し、個々に自己肯定感と充実感を味わわせる。
- ウ 年度当初に、全校集会、学級活動などで全員にいじめは許されない行為であることを呼びかけ、いじめを見過ごさない、生み出さない、いじめは許さない集団づくりを行う。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- オ 集会等でいじめ未然防止の講話を行う。
- カ 生徒の話し合い活動などの主体的な活動を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止の意識を高める。
- キ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、「ネット上のいじめ」の被害者、加害者とならないよう保護者とも連携し継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組（法第16条）

- ア 日頃の生徒のささいな変化や気になる行為に関して、情報を共有し、組織的に見守り・支援できる全校体制を整える。（p 5 いじめ早期発見のサイン、p 6 いじめ対応）
- イ 生活アンケート（年6回）、個人面談（教育相談）の定期的な実施（年3回）や、生活ノート「希望」を通して、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ウ 過去にいじめ被害にあった生徒に対し、継続的な見守りを行う。
- エ PTA 事業部による登校指導当番の保護者から情報を得るように努める。
- オ 生徒が相談しやすい環境を整える。
 - ・教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努める。
 - ・3つの相談室を活用し、生徒が担任以外の職員にも相談できるようにする。
 - ・県及び市のスクールカウンセラー、心の教室相談員の相談日を全家庭に配付し、紹介する。
 - ・電話相談窓口の一覧を全家庭に配付し、紹介する。

(3) いじめに対する対応（p 6）

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ 「ネット上のいじめ」への対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- カ 「教育相談アンケート」を、年間3回、全学年で教育相談前に実施し、家庭で記入させる。その内

容を受け、全員を対象に教育相談を行い、気になる生徒は学年だけでなく、学校全体で共有できるようにし、意見交換を行う。

5 重大事態への対応

いじめにより、児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや、児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときには重大事態として速やかに下記対応を行う。(いじめ防止対策推進法 28条第1項)

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フローチャート」(p 7)に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応するとともに、関係諸機関との連携を図る。
- (3) 犯罪行為や重大事態に相当し得ると認められる場合には、警察へ相談・通報し、連携して対応する。
- (4) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による取組評価・保護者による学校評価アンケートを実施し、「いじめ・不登校対策委員会」及び「学校評議員会」において、いじめに関する取組の検証を行う。

7 その他

- (1) 「いじめの理解と対応 改訂版」(栃木県教育委員会作成)を参考にいじめ対策に取り組む。
- (2) いじめ対策に関する校内研修を実施したり、教育委員会等が主催する講演会や事例研究会に関係職員を参加させたりして、生徒理解を深め、いじめ未然防止や対応についての教職員の資質向上に努める。
- (3) 「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載する。
- (4) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (5) 相談窓口を紹介する。

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ○日常のいじめ相談(生徒及び保護者) | ・・・全教職員が対応 |
| ○スクールカウンセラーの活用 | ・・・教育相談係 |
| ○地域からのいじめ相談窓口 | ・・・生徒指導主事 |
| ○インターネットを通じて行われるいじめ相談 | ・・・学校(学校を通して佐野警察署) |

※赤見中電話番号 25-0804

- | | | | |
|---------|---|---|----------|
| 安足教育事務所 | 23-5479 | 佐野市教育センター相談電話 | 62-1131 |
| 子ども専用 | いじめ相談さわやかテレホン | 028-665-9999 | |
| 保護者専用 | 家庭教育ホットライン | 028-665-7867 | |
| メール相談 | http://www.hothotmail.jp/ | http://www.hothotmail.jp/m.html | (携帯電話から) |

※メール相談の回答は原則1回、最長7日かかる場合もある

いじめを受けている子のサイン

【表情】

(いじめ理解と対応 参照)

- 無口になり、表情がさえない。
- 視線を合わせず、うつむいていることが多い。
- 悪口を言われても、愛想笑いをしている。

【行動】

- 一人で遅れてぎりぎりに教室に入ったり、急いで帰ったりする。
- 授業中にぼんやりすることが増え、作業等が続かなくなる。
- いらだつことが多くなる。
- 保健室、職員室によく来る。

【持ち物】

- 服や持ち物が汚されていたり、ノート、教科書に落書きがあったりする。
- 護身用の品物を持つようになる。

【交友】

- 一人でいたり、交友関係が変化したりする。
- 常に友人に気をつかったり、言いなりになったりしている。
- 罰ゲームやプロレスごっこなどで、いつも受け身になっている。

【からだ】

- ◆ 傷や打撲のあとがある。
- ◆ 体調不良を訴えるようになる。

【表現】

- ◆ 日記や絵画などに気にかかる表現、描写がある。

【仕事】

- ◆ 委員や係、当番の仕事をやらされている。

【登校】

- ◆ 理由のはっきりしない欠席、早退、欠席がある。

教室でのサイン

【雰囲気】

- 嫌なあだ名が聞こえる。
- 発言に対して、やじや冷やかしがある。
- 席替えなどで、隣の子を嫌がる。
- 何か起きると特定の子ども名前が出る。
- ルールを守らない子どもが多い。

【環境】

- 掲示物のいたずら、落書きがある。
- いやがらせの手紙や紙切れがある。
- 机にいたずらがあったり、持ち物が無くなったりする。